

新型コロナウイルスワクチン接種

●対象者 生後6カ月以上の人

●接種回数 令和5年9月20日(水)から令和6年3月31日(日)までの間に原則1回限り

※期間内に接種された人には、新しく接種券を発送することはありません。

●使用ワクチン オミクロン株(X B.B.1.5) 対応1価ワクチン
◇ファイザー社製ワクチン 集団接種、個別接種で実施

◇第一三共社製ワクチン 個別接種の一部医療機関で実施

※第一三共社製ワクチンを希望する人は、市ワクチン接種コールセンターまたは新型コロナウイルスワクチン接種を実施しているかかりつけ医療機関に相談してください。

●集団接種 (12歳以上)

集団接種実施日 (1月分)

すこやか交流プラザ	
13日(土)	午後2時～5時45分
20日(土)	午前10時～午後0時45分
27日(土)	午後2時～5時45分

全日程、ファイザー社製ワクチンを使用します。

●個別接種 実施医療機関は、市ホームページまたは市ワクチン接種コールセンターで確認してください。

※初回接種がまだの人は、医療機関で接種してください。

●接種費用 無料(集団接種、個別接種ともに自己負担なし)

※接種後に治療を行った場合は自己負担が発生します。

※接種費用が無料の期間は、令和6年3月31日までです。4月以降は原則有料になります。

●問い合わせ先

新型コロナウイルス接種コールセンター

平日 午前9時～午後7時
土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

☎(580)1892



12歳以上



小児 (5歳～11歳)



乳幼児 (6カ月～4歳)

●初回接種 生後6カ月から11歳までの人の接種

◇生後6カ月から4歳まで(3回で1セット) 2回目は1回

目の接種から通常3週間あけて、3回目は、2回目の接種から8週間以上あける。

◇5歳から11歳まで(2回で1セット) 2回目は、1回目の接種から通常3週間あける。

●追加接種 前回の接種日から3カ月以上あける。

※生後6カ月から4歳の人の場合、初回接種の完了に必要な期間(11週間程度)を踏まえると、3月31日(日)までに初回接種を完了するためには、1月14日(日)までに1回目の接種を受ける必要がありますので、注意してください。

予防接種健康被害救済制度

予防接種では、まれに健康被害(病気になったり障がいが残ったりすること)が起こる場合があります。こうした場合に備えて、救済制度が設けられています。新型コロナウイルスワクチン接種によって健康被害が生じた場合にも、医療費・障害年金の給付などの救済が受けられます。詳しい内容は、問い合わせしてください。

※これまでの3年間、新型コロナウイルス感染症は年末年始に流行しています。重症化リスクが高い人(◇65歳以上の人◇基礎疾患がある人)は、X B.B. 1.5 対応ワクチンの接種を勧めます。効果とデメリット(副反応など)を考慮し、接種するかについて検討してください。

●問い合わせ先

健康課感染症対策担当

☎(580)1891

